



●日本国憲法 (抜粋)

第11条(基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第15条(公務員)

② すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

第25条(生存権、国の社会的使命)

- ① すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第28条(勤労者の団結権)

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第99条(憲法尊重擁護の義務)

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

●ILO151号条約 =公務における団結権の保護及び雇用条件決定のための手続に関する条約=(抜粋)

第4条(団結権の保護)

1. 公的被用者は、雇用に関する反組合的な差別待遇に対して十分な保護を受ける。
2. 1にいう保護は、特に次のことを目的とする行為について適用する。
 - (a) 公的被用者団体に加入せず、又は公的被用者団体から脱退することを公的被用者の雇用条件とすること。
 - (b) 公的被用者団体の構成員であるという理由又は公的被用者団体の正常な活動に参加したという理由で公的被用者を解雇し、その他その者に対し不利益な取扱いをすること。

第6条(公的被用者団体に与えられる便宜)

1. 承認された公的被用者団体の代表者が、勤務時間中及び勤務時間外にその任務を迅速かつ能率的に遂行することができるように、適当な便宜を与えられる。
2. 1の便宜の供与は、当該官公署又は機関の能率的な運営を妨げるものであってはならない。
3. 1の便宜の性質及び範囲は、第7条に規定する方法に従い、又はその他の適当な方法により、決定されるものとする。

第7条(雇用条件の決定のための手続)

関係のある公の機関と公的被用者団体との間の雇用条件の交渉のための手続又は雇用条件の決定への公的被用者の代表者の参加を可能にするその他の方法の十分な発達及び利用を奨励しかつ促進するため、必要がある場合には、国内事情に適する措置をとるものとする。

第8条(紛争の解決)

雇用条件の決定に関連して生ずる紛争は、当事者間の交渉を通じて、又はあっ旋、調停及び仲裁等の関係当事者の信頼を確保するような方法で設定された独立のかつ公平な手続を通じて、国内事情に適する方法で解決が図られるものとする。

第9条(市民的及び政治的権利)

公的被用者は、その身分及びその職務の性質から生ずる義務にのみ従うことを条件として、他の労働者と同様に、結社の自由の正常な行使に不可欠な市民的及び政治的権利を有する。

●先進国のスト権にかかわる法制度

アメリカでは、連邦職員のストは違法とされ、スト参加者は解雇の対象となる。州の大部分も判決等によって違法とされ、残りの州もスト権行使には抑制的な制約がある。

ドイツの公務員は二つに大別され、約6割を占める官吏はスト権が禁止され、雇員と労務者は民間と同じ扱いで労働基本権が認められている。

イギリスでは、警察を除いてスト禁止の法律はないが、政府はスト参加者に対して使用者としての懲戒権を行使しうる。

フランスは、警察、刑務官などを除き法の規制する範囲でスト権の行使ができるが、病院、航空管制など最低必要業務の維持、必要不可欠業務へのスト労働者の徴用、波状ストの禁止など、いくつかの制約があり、また賃金カット、違法ストへの懲戒処分は可能である。

イタリアは、警察、航空管制官などごく一部を除いてはスト権を制限する法律はなく、これまでに必要最小限業務を保障する目的の立法が試みられたが、実効性はない。

これらスト権が無条件に行使できない諸国でも、アメリカを除いては賃金などの労働条件決定は、一義的には労使の団体交渉に委ねられ、合意に至らない場合は、仲裁、調停の手続きを踏むことになる。